

## 医療法人さわらび会福祉村病院長寿医学研究所における公的研究費の取扱い及び不正防止に関する規則

### (目的)

第1条 この規則は、医療法人さわらび会福祉村病院長寿医学研究所(以下「本研究所」という。)における公的研究費の取扱いに関し、適正に運営及び管理するために必要な事項を定める。

### (適用範囲)

第2条 公的研究費の運営及び管理については、他の関係法令又はこれらに基づく特別の定めのある場合を除くほか、この規則によるものとする。

### (定義)

第3条 この規則において「公的研究費」とは、本研究所で機関経理を行う全ての研究費をいう。

### (責任と権限)

第4条 本研究所の公的研究費を適正に運営及び管理するために最高管理責任者、統括管理責任者及び部局責任者を置く。

2 最高管理責任者は、本研究所全体を統括し、公的研究費の運営及び管理について最終責任を負うものとし、理事長をもって充てる。

3 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営及び管理について全体を統括する実質的な責任と権限を持つものとし、本研究所所長をもって充てる。

4 部局責任者は、部局における公的研究費の運営及び管理について統括する実質的な責任と権限を持つものとし、必要に応じて理事長の任命をもって充てる。

5 最高管理責任者は、統括管理責任者及び部局責任者が責任を持って公的研究費の運営及び管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

### (関係規程等の明示)

第5条 最高管理責任者は、本規則及び関係諸規則等を本研究所職員(以下「職員」という。)に明示し、職員はこれらを熟知し、遵守しなければならない。

2 前項の規則等の内容については、常に見直しを行う。

### (職員の意識向上の推進)

第6条 最高管理責任者は、次に掲げる認識により、職員の意識の向上を図らなければならない。

(1) 研究者個人の発意で提案して採択された研究課題であっても、資金は公的なものであり、本研究所による管理が必要であるという原則を研究者に浸透させる。

(2) 事務職員は、専門的能力をもって公的研究費の適正な執行を確保しつつ、効率的な研究遂行を目指した事務を担う立場にあるとの認識を研究所内に浸透させる。

2 職員の行動規範は、医療法人さわらび会福祉村病院長寿医学研究所における研究活動に係る行動規範に定める。

### (相談窓口等の設置)

第7条 本研究所における公的研究費に係る事務処理手続及び資金の使用等に関し、明確かつ統一的

な運用を図るための相談窓口を、事務課に設置する。

2 相談窓口は、本研究所内外からの問い合わせに誠意をもって対応し、本研究所における効率的な研究遂行のための適切な支援に資するよう努めるものとする。

#### (予算の適正管理等)

第8条 経理責任者は、随時、予算の執行が計画と合ったものになっているか確認し、予算執行が当初計画に比較して著しく遅れている場合は研究者に対し計画どおり執行するよう促し、研究計画の遂行に問題があれば改善策を講じるなどの措置をしなければならない。

2 予算執行担当者及び契約担当者は、連携・協力して発注段階で支出財源の特定を行い、予算執行の状況を遅滞なく把握する。

3 前2項に定めるもののほか、予算の適正管理のため、統括管理責任者及び経理責任者は、次に掲げる関係事項についてそれぞれ必要な措置を講ずるものとする。

(1) 不正な取引は研究者と業者の関係が緊密な状況から発生することが起こりうることから、癒着を防止する対策を講じる。

(2) 発注・納品検査業務については、チェック体制が有効に機能するシステムを構築し、運営する。

(3) 非常勤雇用者勤務状況の確認等、公的研究費の管理体制を整備する。

(4) 研究者の出張計画の執行状況等を事務部で把握できる体制を整備する。

#### (不正防止計画の推進)

第9条 最高管理責任者は率先して不正防止計画の策定、実施を率先して行い、不正防止計画の策定、実施の進捗管理に努めなければならない。

2 公的研究費に関する不正発生要因を把握し、その要因に対する具体的な不正防止計画を策定する部門として、コンプライアンス室を置く。

3 コンプライアンス室に関する必要な事項は、医療法人さわらび会福祉村病院長寿医学研究所における公的研究費の取扱いに関するコンプライアンス室設置要項による。

#### (通報窓口の設置)

第10条 本研究所における公的研究費の不正使用等に適切に対応できるようにするための通報窓口を、事務課に置く。

2 第1項に規定する通報を受けた窓口は、速やかにその旨を最高管理責任者に報告しなければならない。

#### (通報等の取扱い)

第11条 通報等の取扱いについては、「医療法人さわらび会福祉村病院長寿医学研究所における研究活動上の不正行為に関する規則」の規定を準用する。

#### (不正防止取組等の公表)

第12条 最高管理責任者は、公的研究費の不正使用への取り組みに関する本研究所の方針及び意思決定手続きを外部に公表するものとする。

#### (懲戒)

第13条 公的研究費等の不正使用が認められた者についての懲戒については、医療法人さわらび会就業規則により、懲戒処分等を行うものとする。

(モニタリング及び監査制度)

第14条 最高管理責任者は、監査・コンプライアンス室を最高管理責任者の直轄的な組織として位置づけるとともに、本研究所全体の視点からモニタリング及び監査制度を整備する。

2 公的研究費の執行及び会計の適正を期するため、内部監査委員は、内部監査を実施するとともに、次に掲げる業務を行う。

(1) コンプライアンス室との連携を強化し、不正発生要因に応じた内部監査を実施する。

(2) 会計書類の形式的要件等の財務情報に対するチェックのほか、体制の検証を行う。

(雑則)

第15条 この規則に定めるものの他、公的研究費の取扱いに関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

平成21年8月1日改訂